

# 九条の会

2005・10・18

第54号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

## 自民、民主の改憲案に批判の大世論を

### 「九条の会」のシンポジウム

自民党は10月28日に「新憲法草案」を確定する予定で作業をすすめ、民主党も月内に「憲法提言」とりまとめをめざしています。「九条の会」は、こうした改憲案批判の世論を盛り上げる運動の一環として、つぎのようなシンポジウムを開催します。

- ◇名称 九条の会シンポジウム「自民党改憲案は日本をどこへ導くか」
- ◇日時 11月27日 13時30分
- ◇会場 丸の内・東商ホール
- ◇挨拶 加藤周一(評論家)  
報告 奥平康弘(東大名誉教授)  
山内敏弘(龍谷大学教授)
- ◇参加費 1000円

### 地域有権者の76%の署名

【山形】 10月16日、県内の地域・分野別「九条の会」の交流会を開き、約150人が、豊かな経験を報告しました。南陽市九条の会は、よびかけ人300人で発足しましたが、1000人に増やすことをめざし、「民話と講演の会」、平和コンサートなどを開いており、憲法講座の開催も計画しています。山形市西部九条の会は昨年11

### 「九条の会 講演会」の予定

- 【新潟】 新潟実行委員会と共催
  - ◇日時 10月22日 13:00~16:30
  - ◇会場 県民会館大ホール
  - ◇講師 大江健三郎、澤地久枝
  - ◇協力費 800円(学生200円)
- 【愛知】 あいち九条の会と共催
  - ◇日時 11月3日 13:00~
  - ◇会場 名古屋市公会堂大ホール
  - ◇講師 奥平康弘
  - ◇参加費 1000円(高校生、障害者半額)
- 【熊本】 くまもと九条の会と共催
  - ◇日時 11月22日 18:30~21:00
  - ◇会場 県立劇場コンサートホール
  - ◇講師 小田実、石坂啓(漫画家)、福島将美(元連合熊本会長)
  - ◇参加費 1000円

月に発足いらい地域内の全戸にチラシを配布したり、講演会を開くなどの宣伝行動を広げ、各戸を訪問して話し合いをすすめている結果、これまでに有権者の76%から、「憲法改悪に反対し、9条を守り生かす」署名を集めています。寒河江市の九条の会は、発足にあたってよびかけ人となった人

が、さらに知人によびかけてアピールへの賛同を広げていますが、なかには、「9条って何？」という人もおり、宣伝活動やニュースによってお互いの連携を強めることの重要性を感じたこと報告しました。

### 一人が二人に、二人が四人へ手紙を

【東京・上目黒】 東京・目黒区の一地域に上目黒九条の会が発足したのは1月25日。席上、「年賀状など手紙で、憲法を守る思いを多くの人に届けて、運動を広げられないか」との意見が出されました。9月、この運動を広げるため、『憲法を守る880万人の手紙』を発行しました。会のメンバーや知人ら29人が寄せたメッセージを収録したものです。事務局では、「手紙運動は郵便だけでなく、ファックスや掲示板を使うなど、それぞれ工夫してやっていますが、そのための手助け」、「国民の過半数が改憲に反対するよう手紙運動を広げたい」と語っています。さっそく、孫を戦争に送りたく

ないという女性から申込みがあったとのこと。

### お花やコーラスの仲間が集まって

【名古屋・南区】 「9条の会めいなん」結成のつどいが6日、100人を超す参加でひらかれました。会の代表委員10人は全員が女性。お花やコーラスで知り合った人たちが中心になり、保育所や学童保育の人たちも協力して結成にこぎつけました。「自衛隊のイラク派兵前からもやもやしていたのが、9月の総選挙結果をみて、このまま憲法を変えられてしまつては大変なことになる」と、名南中学校学区で会を結成することになったといひます。

この日は、自衛隊イラク派兵差止訴訟弁護団を講師に学習しましたが、今後も学習や情報交換を中心に活動していくことにしています。なお、この日の参加者のうち50人以上が入会しました。

### 【賛同人からのリレー・メッセージ】



#### 今が、「いざ」

外山 雄三(音楽家)

年長の姉たちは、いざとなったら私たちだって命をかけて戦争に反対すると申しておりました。いつの間には、日本国憲法9条の「いざ」が来てしまいました。あらゆる所で、あらゆる人に、もう今が「いざ」なのだと思ってもらいましょう。

#### パールハーバー以上の歴史の誤り

北野 弘久(日本大学名誉教授)

日本国憲法9条2項を改正することは、パールハーバー攻撃以上の歴史の誤りである。自民党案は9条2項を廃止することを提案している。これは、日本国と日本人の国際的責務に背反する。9条2項は私たちの誇りうる文化遺産である。なんとしても死守しなければならない。